

和歌山県印南町議会

事績 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

当町は、平成の大合併に際し、平成 13 年から 17 年の 4 年間にかけて合併問題検討特別委員会を設置し検討した結果、最終的に合併しない道を選びました。全国的に行政の合理化、経費節減が叫ばれている中、当町議会は、執行部に節減を求めるだけでなく、議会自体の合理化を自ら進めました。具体的には、平成 21 年 9 月の町議会議員改選に合わせ、議員定数を 14 名から 12 名とし、またその 2 年後には、それまで 3 つあった常任委員会（総務文教・産業建設・厚生）を 2 つ（総務産建・文教厚生）に統合するなど、あらゆる面で合理化を図ってきました。

次に本議会の内容について紹介します。印南町長が平成 20 年から 29 年までの 10 年間に議会に提出した議案は 895 件あり、その内、否決が 4 件、修正可決が 1 件でした。執行部との馴れ合いを避け、適度な緊張感を常に維持している議会であると自負しています。また、住民からの請願で採択（一部採択を含む）された 7 件は、いずれも意見書に反映し、政策づくりに積極的な貢献ができたと思います。

次に、否決と修正可決の内容について説明します。

否決の 1 件目は、平成 22 年 12 月議会で提出された「工事請負契約の変更」についてであります。9 月議会で提出されていた教育施設の工事請負契約の金額を 4 割強増額する内容で、有利な財源が確保できることを理由に変更契約の提案がありましたが、3 割以上の契約額変更は別途新規契約で提案すべきであると否決しました。予算の執行については適切な計画と手順を踏むことが大事であると、執行部を正しました。

否決の 2 件目は、平成 24 年 3 月議会で提案された「分課設置条例」について、また 3 件目は、同時に提案された「町長の給与の特例に関する条例」についてであります。いずれも、町長が選挙期間中公約として掲げていた政策を実現するための条例案でありました。分課設置条例は、効果を疑問視し、否決としました。町長の給与の特例に関する条例は、町長給与の削減を定める条例でありましたが、手続きが拙速と見なし、否決しました。

4 件目は、平成 25 年 3 月議会で提出された、「国民健康保険税条例の一部改正」についてでした。財政難とは言え、安易に増税に頼らず方策を尽くすことを求め否決しました。

修正可決については、平成 23 年 12 月議会で提案された「一般会計補正予算」についてでありました。防災諸費として非常用持ち出し袋を全町民に 1 つずつ配布するための予算計上でありましたが、各戸につき 1 つで十分用が足りると判断し、減額した修正案が提示されたため、可決しました。

以上のように、当町議会は

1. 有利な財源があったとしても適切な計画を立てて適切な順序で執行する事
2. 政治的パフォーマンスではなく、慎重かつ効率的な行政運営を行なう事
3. 安易に増税しない事

を執行部に求め続けており、議会本来の使命である行政の監視機能を果たしていると思っています。